

第3期 明和町地域福祉推進計画

明和町地域福祉計画・明和町地域福祉活動計画

(令和8年度から令和12年度)



令和8年3月

明和町・明和町社会福祉協議会



ごあいさつ

近年、人口減少、少子高齢化の急速な進行による単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加、8050問題に加え、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴う人間関係の希薄化により地域社会の繋がりや家庭を取り巻く環境が変化する中、ヤングケアラー、虐待、ひきこもり、経済的困窮など、複雑・多様な福祉課題が顕在化しております。

このような一人ひとりが抱える複雑・多様な福祉課題に対し、誰もが住み慣れた地域の中で支え合いながら安心して暮らし続けていくためには、様々な課題を一人ひとり自分のこととして認識することのほか、制度の枠組みを超えて包括的に支援する仕組みを地域全体に張り巡らせることを進めていくことが一層重要になってきております。

明和町では、令和2年度に策定した「第2期明和町地域福祉推進計画」に基づき、取組・施策を展開してまいりましたが、計画期間の満了を迎え、この理念を継承し、さらなる地域福祉の推進を図るため「第3期明和町地域福祉推進計画」を明和町社会福祉協議会と協働し策定いたしました。

本計画は、明和町と明和町社会福祉協議会が同じ目標をもち、お互いの役割を發揮しながら、基本理念の「**みんなが つながり ささえあう まち**」のもと、町民、関係団体・機関、事業者等福祉に関わる様々な主体が力を合わせることで、官民協働で地域が一丸となり支えあう「地域共生社会」の実現を目指していくものでございます。

計画の完成で終わりではなく、新たなスタートとなります。本計画に掲げた理念が絵に描いた餅で終わることなく、地域で暮らす皆様の実感となりますよう、町民、関係団体・機関、事業者等と連携・協働しながら、計画の推進に取り組んでまいります。今後とも皆様のこれまで以上のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。皆様のご参画が「人と緑が輝くオールインワンのまち」のまちづくりの実現にもつながるものと確信しております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました地域福祉推進計画策定懇談会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただき貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様並びにすべての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

明和町長

富塚 基輔

共に支え合う地域づくりのために

現代社会を取り巻く環境は大きく変化しております。物価やエネルギー価格の高騰は日々の生活に影響を及ぼし、特に生活基盤が脆弱な世帯にとっては大きな不安要因となっています。また、少子高齢化や人口減少は本町においても進行しており、地域の担い手不足やコミュニティの希薄化が課題となっています。加えて、地震や豪雨などの自然災害が全国各地で発生し、いざという時に地域で互いに支え合える体制づくりの重要性が再認識されています。

このような社会情勢を踏まえ、本計画は「**みんなが つながり ささえあう まち**」を基本理念に掲げました。町民一人ひとりが互いを尊重し、安心して生活できる地域社会の実現を目指すものです。そのために、高齢者の孤立防止や子育て世代への支援、障がいのある方への理解促進、さらには生活困窮や虐待など複雑化する課題への対応など、幅広い取り組みを位置付けております。

また、デジタル化の進展は福祉分野にも新たな可能性をもたらしています。オンラインでの相談や見守りシステムなどを活用しつつ、一方で誰もが取り残されないよう、情報格差の解消にも取り組むことが求められます。技術の活用と人と人との温かなつながりの双方を重視することが、これからの地域福祉には不可欠です。

第3期計画では、行政や社会福祉協議会のみならず、地域住民、ボランティア、事業者、関係団体が連携し、「共に支え合う仕組み」を築くことを重視しています。町民一人ひとりが地域福祉の担い手となり、身近なつながりを大切にしながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

本計画が、明和町の将来を見据えた福祉の指針として、多くの方々に理解され、行動に結びつくものとなるよう努めてまいります。町民の皆さまにおかれましても、ぜひ地域福祉の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました策定委員の皆さま、またアンケート調査にご協力くださった町民の皆さまに心より感謝申し上げます。皆さまからいただいた貴重なご意見やご提案は、本計画にとって大変重要な礎となりました。

結びに、町民の皆さまのご健勝とご多幸を心より祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

令和8年3月

社会福祉法人明和町社会福祉協議会会長

立木 留吉

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景及び目的…………… 1
2. 計画の位置づけ…………… 4
3. 計画の期間…………… 5
4. 推進主体…………… 5

第2章 明和町のすがた

1. 町の現状と課題…………… 6

第3章 明和町の将来像

1. 基本理念…………… 16
2. 基本目標…………… 17
3. 施策の体系…………… 18

第4章 将来像を実現するための取り組み

1. 施策（具体的な取り組み）…………… 19

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 推進体制…………… 25
2. 進行管理…………… 26

その他

1. 計画策定の経過…………… 27
2. アンケート調査について…………… 27
3. 明和町地域福祉推進計画の策定に関する要綱…………… 28

*障害（者）の表記について

本書において「障害」が人や人の状態を表す場合は原則として「障がい」と表記します。

法令や機関、団体等の固有名詞の場合は「障害」と表記します。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景及び目的

少子高齢化や家族関係の変化などの中で、生活課題を抱えている人たちを地域の助け合い・支え合いで支援することが必要となっています。また、複数の課題を抱えているため一つの福祉サービスでは解決に結びつかないケースが増えています（制度の狭間の問題など）。さらに、子ども、高齢者、障がい者、引きこもり、閉じこもりの人などの社会参加を進め、社会的孤立を防ぐことが求められています。

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、現存する地域生活課題を住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会を「地域共生社会」といいます。

【明和町地域福祉推進計画】は、地域福祉を推進するために、地域の様々な課題を「我が事」としてとらえ、自助・互助・共助・公助を組み合わせる共生できる社会、「地域共生社会」の実現を目指します。

【自助・互助・共助・公助】

～地域福祉を進めていくために重要となる4つの「助」～

①自助・・・まずは自分で出来ることから

⇒自分のことは自分で出来るよう日頃から心掛け、各種サービスを利用したりすること

②互助・・・互いに助け合い支え合って

⇒隣近所や知人・仲間同士の助け合い、ボランティア等の制度の裏付けがない支え合いのこと

③共助・・・社会保障の制度を活用して

⇒相互扶助のことで、介護保険や社会保障制度といった相互の負担で成り立つもの

④公助・・・手の届かない所は行政がしっかり

⇒行政による公的なサービスにより、個人では解決できない問題に対処すること



【自助・互助・共助・公助】 × 【地域の範囲】 = ∞

自分なりに、出来る範囲での地域福祉に取り組もう！



* 地域福祉をめぐる動き

●平成 28 年 4 月 社会福祉法（改正）

社会福祉法人改革として、事業運営の透明化や地域における公益的な取り組みの実施などについて規定された。

●平成 28 年 4 月 自殺対策基本法（改正）

市町村における自殺対策基本計画が義務化された。

●平成 28 年 5 月 成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度の利用促進についての基本理念を定め、利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための事項が規定された。

市町村においては、市町村における基本的な計画を定めるよう努めること、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めること、基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされた。

●平成 28 年 6 月 ニッポン一億総活躍プラン

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことのできる『地域共生社会』の実現という方向性が示された。また、そのために支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが示された。

●平成 28 年 7 月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みの支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的サービスを「丸ごと」に転換することを推進する。

●平成 28 年 12 月 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯防止の基本理念を定め、国が再犯防止推進計画を策定すべきことや、国・地方公共団体が講じるべき基本的施策について規定された。

市町村においては、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとともに、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることとされた。

●平成 29 年 3 月 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）

利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止と利用しやすさとの調和について計画された。

市町村の役割として、地域連携ネットワークの段階的整備やそのネットワークの中核となる中核機関の設置、また、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的な機能（広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能）などについて規定された。

●平成 29 年 12 月 再犯防止推進計画（平成 30 年度～令和 4 年度）

今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ 5 つの基本方針と 7 つの重点分野と主な施策からなる計画が策定された。

●平成 30 年 4 月 社会福祉法（改正）

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念が規定された（支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。）。

②「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境づくり
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
- ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実（地域福祉計画の策定の努力義務化、福祉各分野における共通事項を定めた上位計画としての位置づけ）

●令和 3 年 4 月 社会福祉法（改正）

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村において、既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う「重層的支援体制整備事業」及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備が行われる。

「重層的支援体制整備事業」は、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業で、①～③を通じて、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施するものとされている。

●令和 4 年 3 月 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めると計画された。

●令和 5 年 3 月 第二次再犯防止推進計画（令和 5 年度～令和 9 年度）

第一次推進計画を踏まえつつ、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ 5 つの基本方針と 7 つの重点分野と主な施策からなる計画が策定された。

●令和 7 年 6 月 自殺対策基本法（改正）

こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定められた。

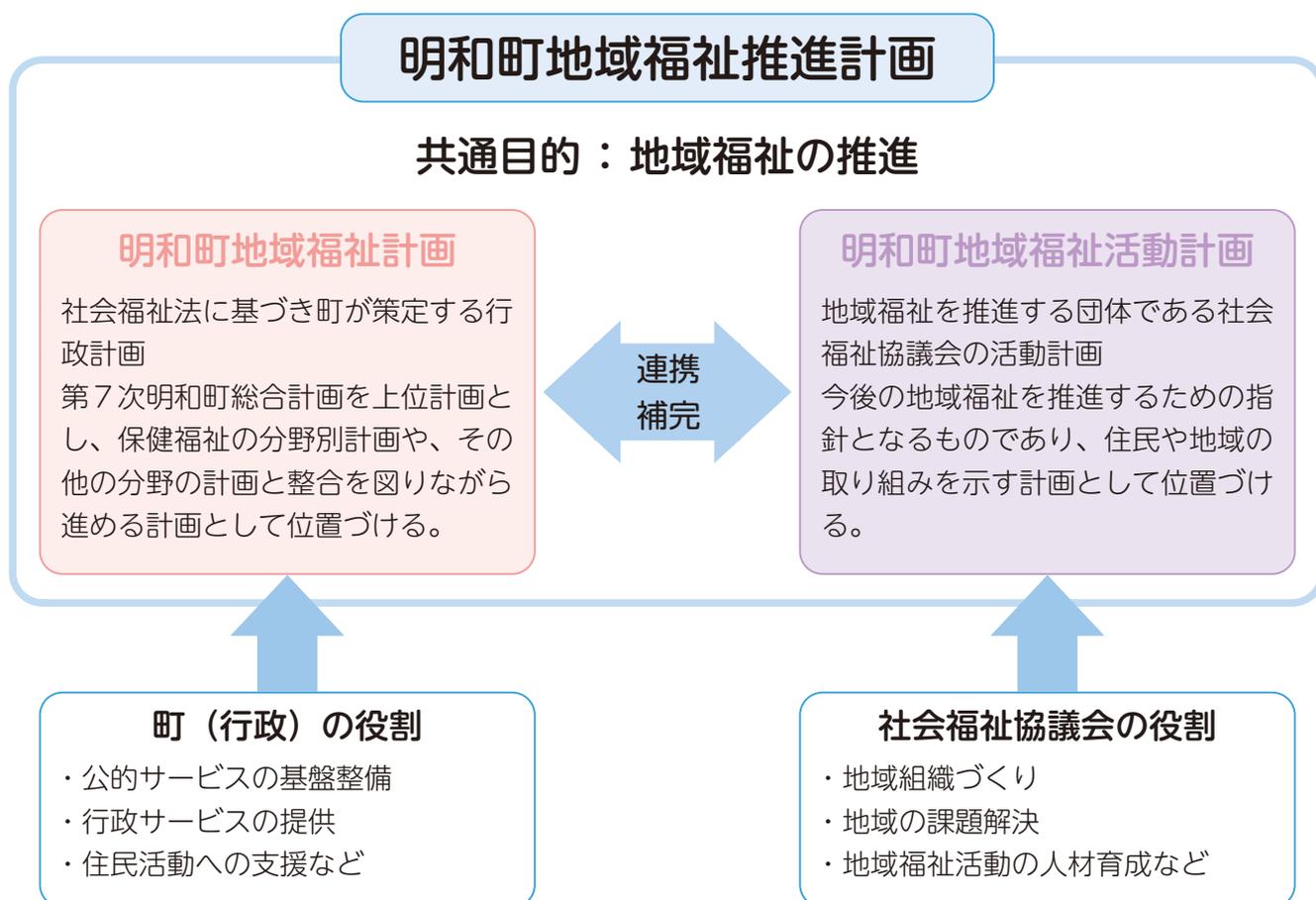
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法に基づき、行政計画である地域福祉計画と地域福祉を推進する団体である明和町社会福祉協議会による地域福祉活動計画を一体的に策定するものです。

現在、計画の基本理念である「みんなが つながり ささえあう まち」の実現に向け、「第2期明和町地域福祉推進計画（令和3年度～令和7年度）」に基づき、地域福祉を推進していますが、期間満了が近づいていることから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする新たな「第3期明和町地域福祉推進計画」を策定します。

なお、本計画においては、地域福祉と一体的に展開することが望ましいものとして下記の計画を地域福祉推進計画の中に位置づけ一体的に策定します。

- 市町村成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項）
- 地方再犯防止推進計画（再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項）
- 市町村自殺対策計画（自殺対策基本法第13条第2項）

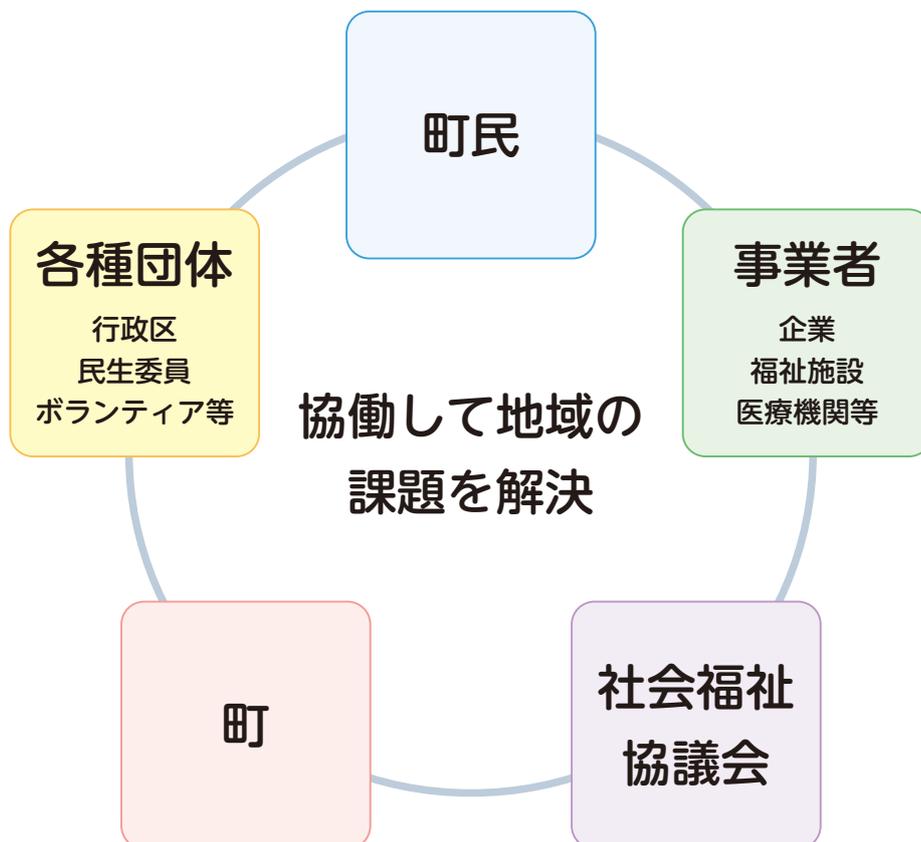


3 計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、本計画期間中も、必要に応じて見直しを行うものとし、令和12年度には次期計画の策定を行うものとしします。

4 推進主体

「官」である行政と「民」である町民、団体、事業者、社会福祉協議会等が、理念や目標を共有し、それぞれに役割を持つとともに協働して取り組みます。



第2章 明和町のすがた

1 町の現状と課題

(1) 町の現状

①人口の推移

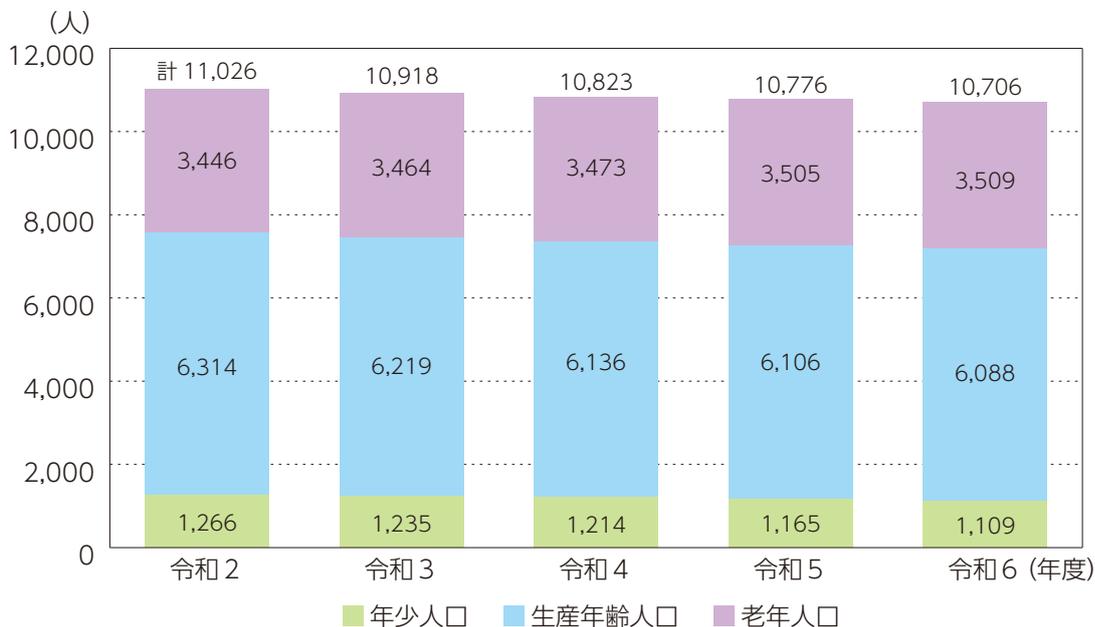
本町の人口は、令和7年3月末現在、10,706人であり、年齢3区分別人口は、年少人口（0歳～14歳）が1,109人、生産年齢人口（15歳～64歳）が6,088人、老年人口（65歳以上）が3,509人で、構成比はそれぞれ、約10.3%、約56.9%、約32.8%という状況です。

近年の動向としては人口の減少傾向が続いており、人口割合では65歳以上（老年人口）の割合が増加しているのに対し、14歳以下（年少人口）や15～64歳（生産年齢人口）の割合が減少しており、高齢化が進んでいることがわかります。

人口の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年少人口	1,266人	1,235人	1,214人	1,165人	1,109人
	11.5%	11.3%	11.2%	10.8%	10.3%
生産年齢人口	6,314人	6,219人	6,136人	6,106人	6,088人
	57.2%	57.0%	56.7%	56.7%	56.9%
老年人口	3,446人	3,464人	3,473人	3,505人	3,509人
	31.3%	31.7%	32.1%	32.5%	32.8%
計	11,026人	10,918人	10,823人	10,776人	10,706人

【出典】住民基本台帳より
※各年度の3月末時点の人口を使用



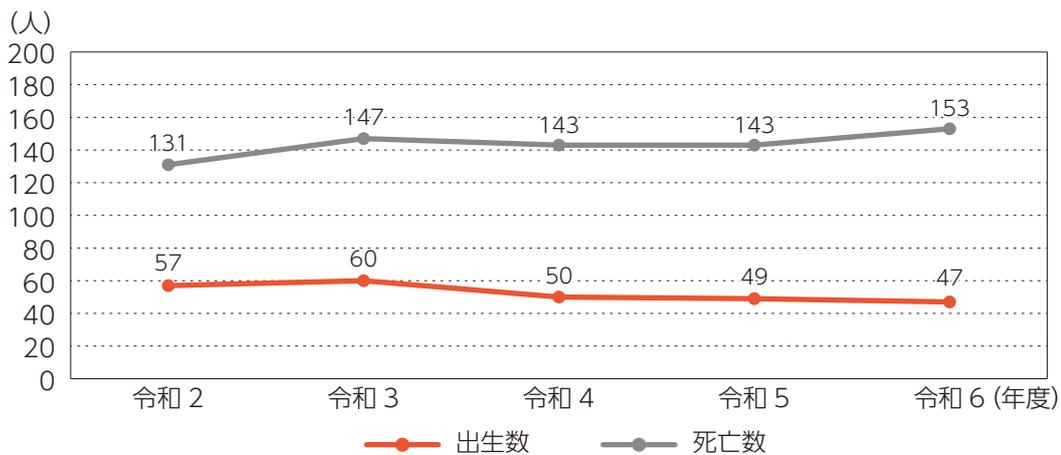
②自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回り、近年は出生数が減少傾向となっています。

自然動態

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出生数	57人	60人	50人	49人	47人
死亡数	131人	147人	143人	143人	153人
差引	▲74人	▲87人	▲93人	▲94人	▲106人

【出典】住民基本台帳より
※各年度の3月末時点の人口を使用



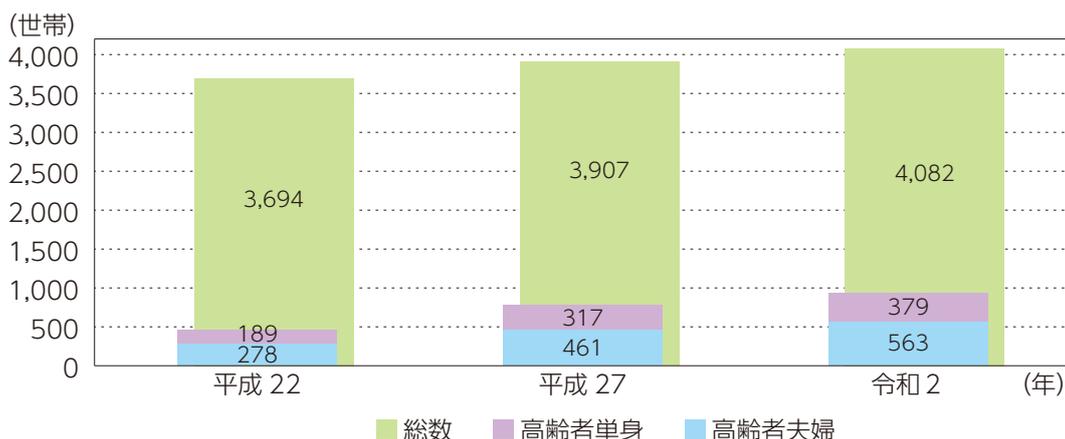
③高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の状況

本町の高齢者のいる世帯状況について、令和2（2020）年の国勢調査の結果では、高齢者夫婦のみ世帯数が563世帯と総世帯数の約13.8%を占めています。また、高齢者単身世帯は379世帯と総世帯数の約9.3%を占めています。

高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の状況

区分	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数	3,694世帯	3,907世帯	4,082世帯
高齢者夫婦世帯	278世帯	461世帯	563世帯
高齢者単身世帯	189世帯	317世帯	379世帯

【資料】国勢調査より



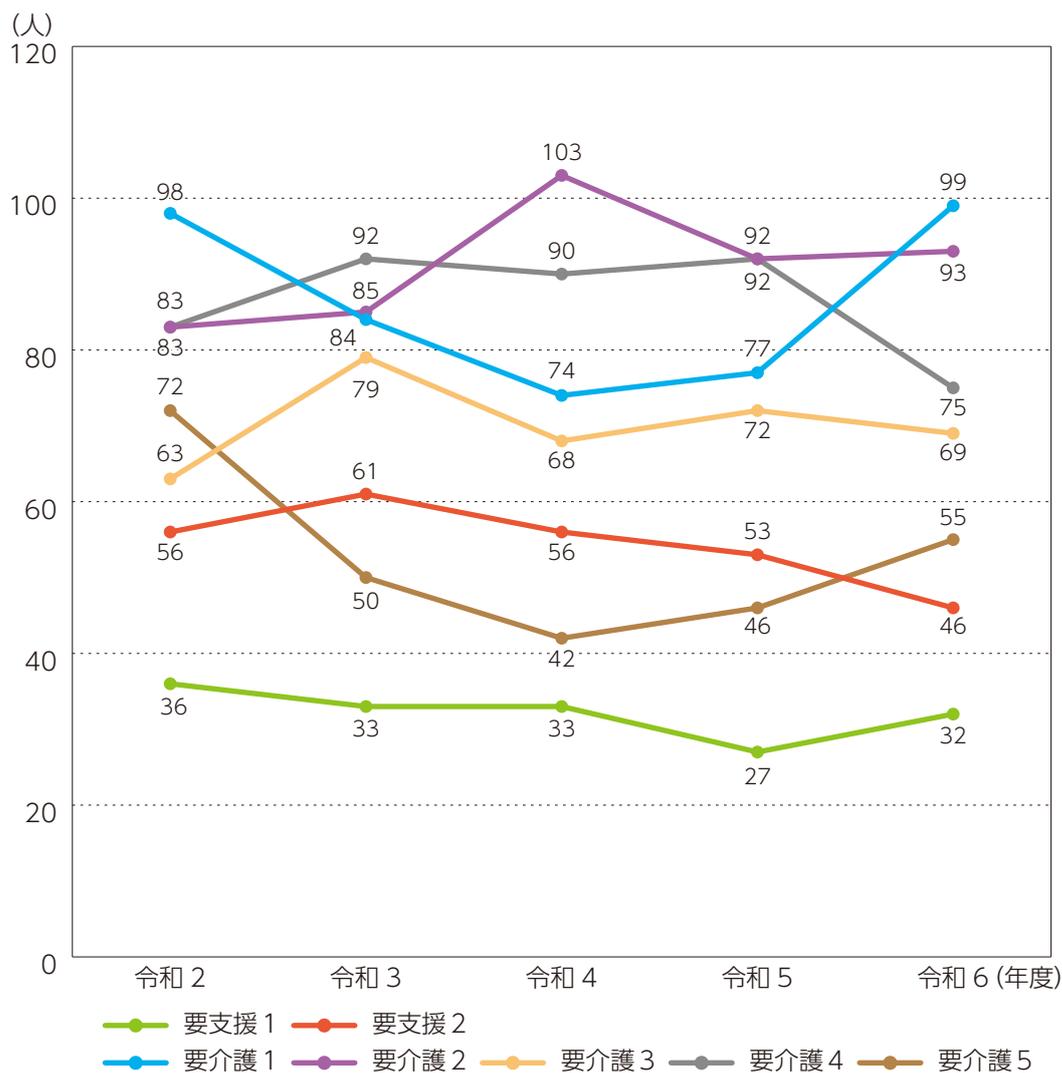
④要支援・要介護認定者の状況

令和6（2024）年9月末現在、老年人口は3,520人であり、要支援・要介護認定者は469人となっています。（このうち、第2号被保険者数は8人）

要支援・要介護認定者の状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	36人	33人	33人	27人	32人
要支援2	56人	61人	56人	53人	46人
要介護1	98人	84人	74人	77人	99人
要介護2	83人	85人	103人	92人	93人
要介護3	63人	79人	68人	72人	69人
要介護4	83人	92人	90人	92人	75人
要介護5	72人	50人	42人	46人	55人
合計	491人	484人	466人	459人	469人

介護保険事業状況報告
(第1号被保険者及び第2号被保険者計)



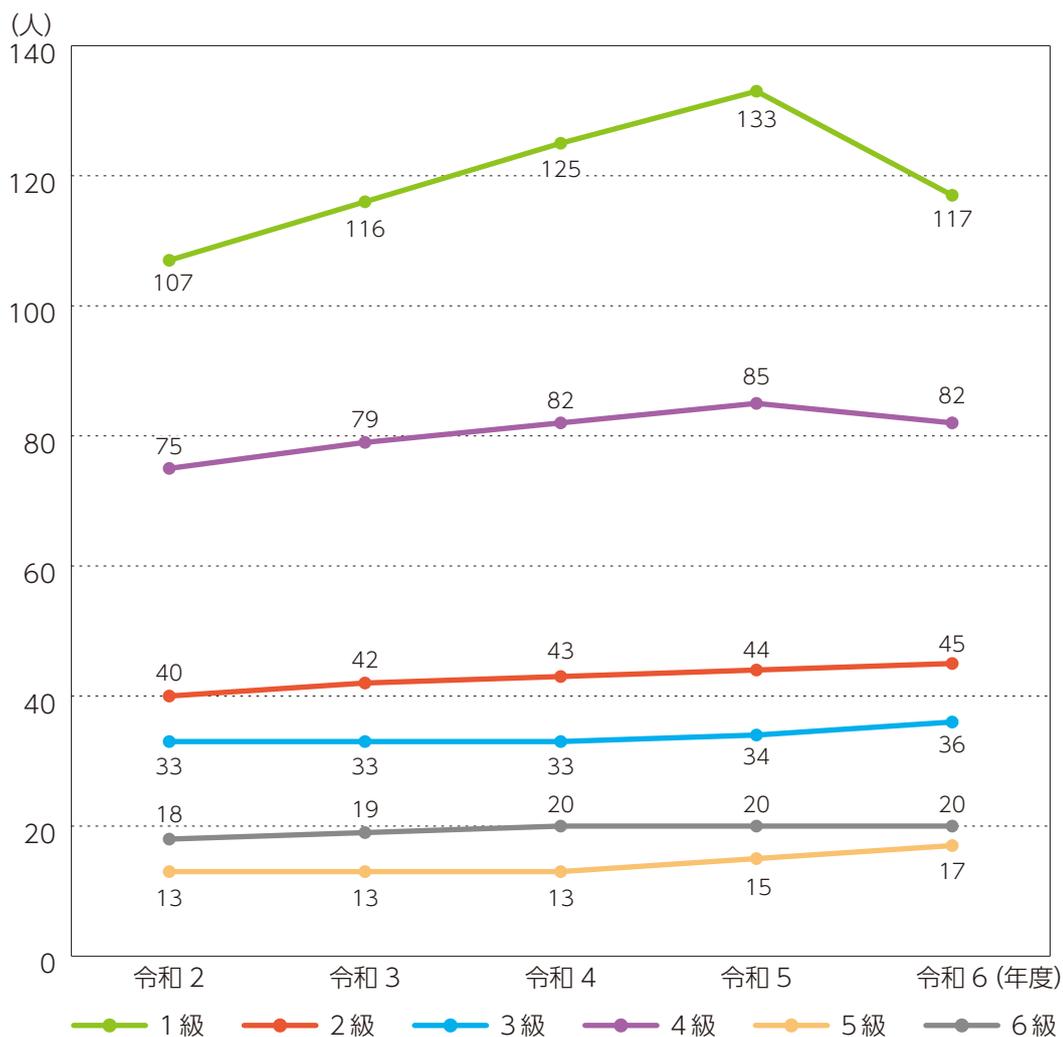
⑤障がいのある方（児・者）の状況

身体障害者（身体障害者手帳所持者）数は、令和6年度は317人となっており、町人口に占める割合は、約3%となっています。障害等級別にみると、1級が117人と多く、重度者（1・2級）が約半数を占める状況となっています。障害部位別では肢体不自由と内部障害が約8割を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害等級別）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	107人	116人	125人	133人	117人
2級	40人	42人	43人	44人	45人
3級	33人	33人	33人	34人	36人
4級	75人	79人	82人	85人	82人
5級	13人	13人	13人	15人	17人
6級	18人	19人	20人	20人	20人
合計	286人	302人	316人	331人	317人

※各年度末現在

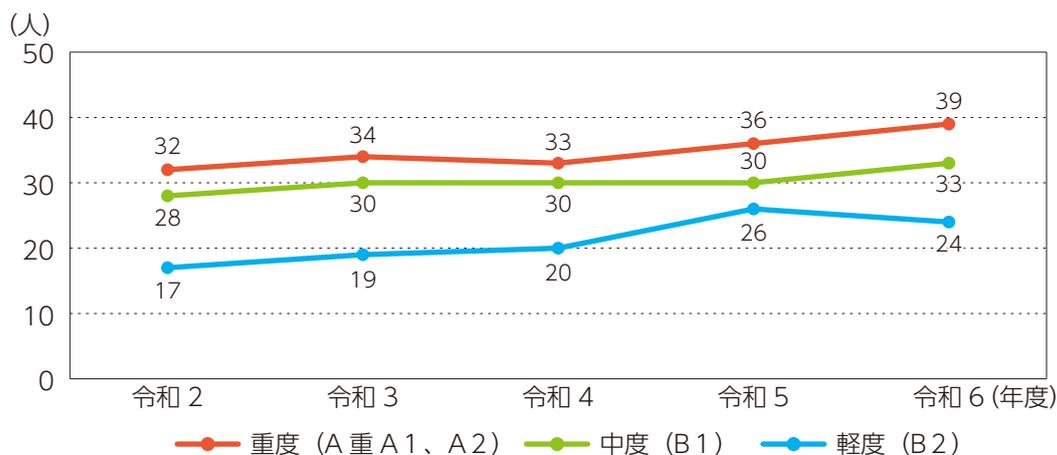


令和6年度の知的障害者（療育手帳所持者）数は、96人となっており、町人口に占める割合は、約0.9%となっています。障害等級では、重度（A重、A1、A2）が39人と最も多く、約4割を占めています。

療育手帳所持者の推移（障害等級別）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重度（A重A1、A2）	32人	34人	33人	36人	39人
中度（B1）	28人	30人	30人	30人	33人
軽度（B2）	17人	19人	20人	26人	24人
合計	77人	83人	83人	92人	96人

※各年度末現在

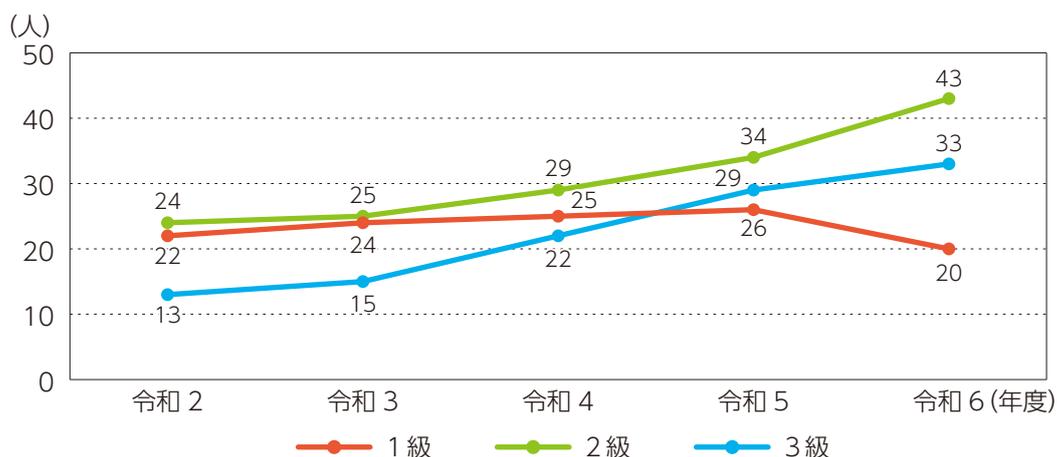


精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は令和6年度で96人となっており、町人口に占める割合は、0.9%となっています。令和2年度から令和6年度の間37人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（障害等級別）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1級	22人	24人	25人	26人	20人
2級	24人	25人	29人	34人	43人
3級	13人	15人	22人	29人	33人
合計	59人	64人	76人	89人	96人

※各年度末現在



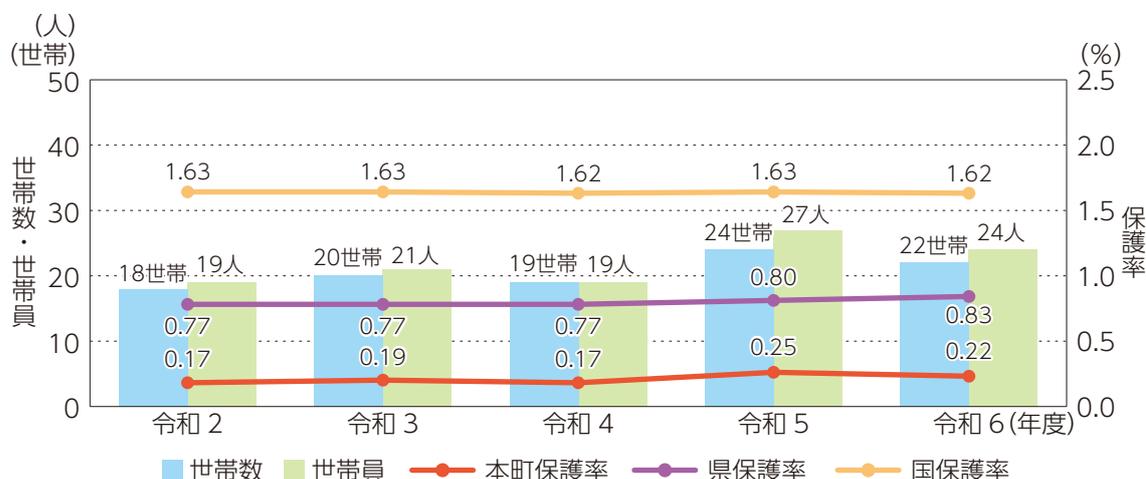
⑥生活困窮者・権利擁護支援の状況

生活保護受給世帯数は、令和2年度と令和6年度を比較すると、4件増加となっておりますが、明和町の生活保護率は、全国や群馬県と比較すると低い状況となっております。社会福祉協議会で所管する生活困窮者自立相談支援事業や日常生活自立支援事業においても横ばい若しくは減少傾向にあります。

生活保護受給者数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	18世帯	20世帯	19世帯	24世帯	22世帯
世帯人員	19人	21人	19人	27人	24人
本町保護率	0.17%	0.19%	0.17%	0.25%	0.22%
県保護率	0.77%	0.77%	0.77%	0.80%	0.83%
国保護率	1.63%	1.63%	1.62%	1.63%	1.62%

群馬県統計情報、群馬県館林保健福祉事務所より

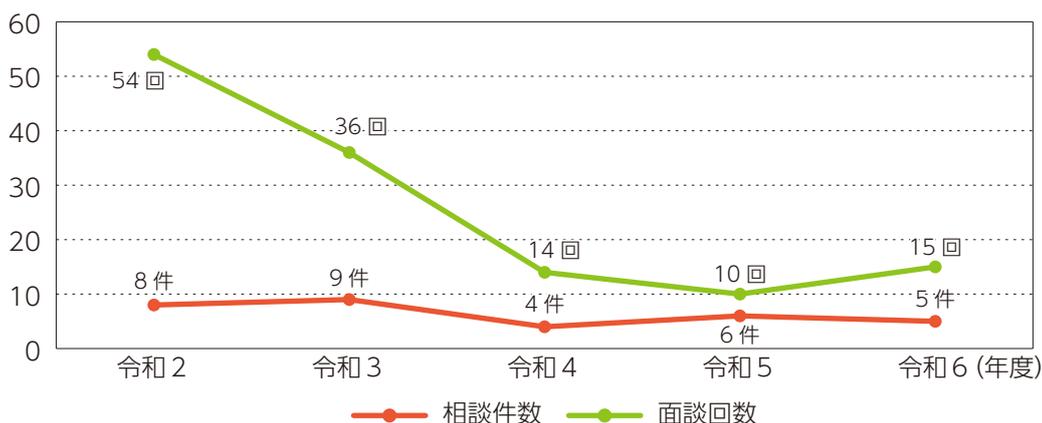


社会福祉協議会：生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立促進を図ることを目的に、相談窓口を設置しています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	8件	9件	4件	6件	5件
面談回数	54回	36回	14回	10回	15回

明和町社会福祉協議会より

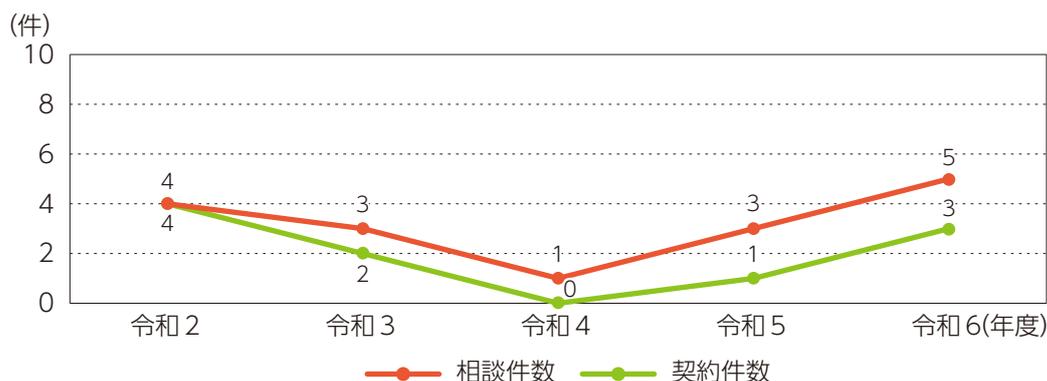


社会福祉協議会：日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づき支援をしています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	4件	3件	1件	3件	5件
契約件数	4件	2件	0件	1件	3件

明和町社会福祉協議会より



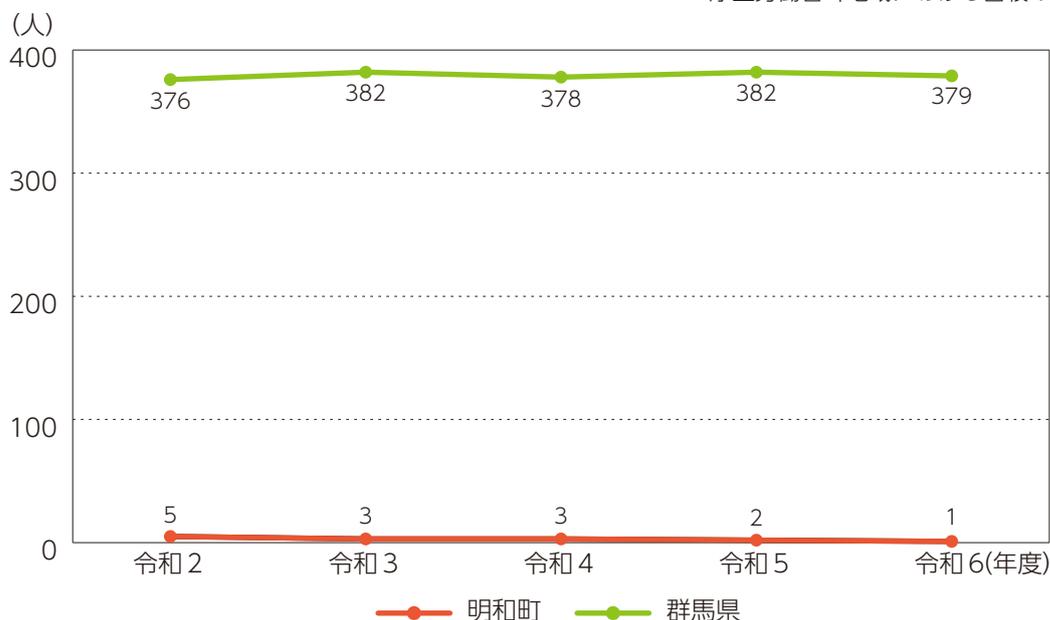
⑦自殺者の状況

本町の年間の自殺者数は、令和2年から令和6年にかけて減少傾向にあります。県及び全国で見ると横ばいといった状況です。男性の自殺者は女性と比較して約2.1倍となっており、近年では小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、全国では年間500人以上の児童生徒が亡くなっています。

自殺者数の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
明和町	5人	3人	3人	2人	1人
群馬県	376人	382人	378人	382人	379人
全国	21,081人	21,007人	21,881人	21,837人	20,320人

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より



(2) アンケート調査から見る意見と課題

(アンケート調査、委員の皆様、町及び社会福祉協議会の意見を整理)

No.	項目	意見	課題
1	公共交通	①チョイソコめいわの便数増加。 ②福祉タクシー券の利便性向上。 ③隣接市町や社会参加するための移動手段の確保。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の公共交通サービスの検証と更なる利便性の向上。 ・コトづくりの機会の充実と事業に関する検証。
	〈まとめ〉 住み慣れた地域で生活していくためには、移動手段の確保は必須であるため、広域公共バス、デマンド型バス（チョイソコめいわ）、福祉タクシー券等のサービス維持に関して、事業の検証と更なる利便性の向上について取り組むことが重要。		
2	体制づくり	①困りごと等の相談が内容によって選択できる体制。 ②ひとり暮らし高齢者や病気等を患っている人たちの相談場所の確保。 ③老人福祉センター等、時代に合った整備。 ④外国人が利用できる専用窓口の設置。 ⑤自殺者防止の環境整備。	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び社会福祉協議会の取り組みに関する周知向上。 ・さまざまな悩みに対して、SNSを活用するなど、匿名でも相談できる体制づくり。 ・住民ニーズや少子高齢化・人口減少社会を踏まえた公共施設の整備。
	〈まとめ〉 当町においても高齢化が進行し、要介護者や障がいを持つ方、また外国人人口も増加傾向にあり、地域の中における支援を必要とする方の増加、また問題の多様化・複雑化が見られる。地域の誰もが身近な場所で安心して暮らせるまちにするために、さまざまな方への支援を検討していくことが重要。		

3	地域づくり	<p>①少子高齢化、人口減少社会の進展、地域コミュニティの希薄化に伴う子ども会をはじめとした各種団体の解散等が目立つ。</p> <p>②価値観の多様化や世代間のギャップ等により、既存のグループに入りたがらない状況がある。</p> <p>③外国人との共存も含め、地域コミュニティの希薄化が目立つ。</p> <p>④社会を明るくする運動をはじめ、地域づくりに関する活動の浸透不足を感じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び社会福祉協議会の取り組みに関する周知向上。 ・正しい情報の提供により、人口の4%を占める外国人も含めた地域コミュニケーションづくりとコーディネーターの育成。 ・地域の繋がりを維持向上するための新たな制度設計。 ・子どもの頃から地域コミュニティの重要性に触れるための継続した機会の創出。 ・更生を受容できる地域づくり。
<p>〈まとめ〉</p> <p>困りごとや悩みが相談できる相手が身近にいることは、大変重要なことであり、誰もが相談できる地域づくりが重要となる。本地域における企業活動を支える外国人との共生も含め、地域コミュニティの新たな形も模索する必要がある。そして、「自助・互助・共助・公助」の考え方を共有しながら、人とのつながりが実感できる地域づくりが重要。</p>			
4	人材活用	<p>①勤めている人が多く、人材確保が難しい。</p> <p>②低廉な賃金も原因となり登録人材の高齢化が進んでいる。</p> <p>③安全管理上の問題により限られる作業内容。</p> <p>④共働きが増え、子育て支援の必要性が高まっている。</p> <p>⑤ボランティアなどでお手伝いしたい気持ちがあるが、手法がわからない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町及び社会福祉協議会の取り組みに関する周知向上。 ・高齢者の経験を有効に活用できる仕組みづくり。 ・町内外企業との雇用のマッチング。 ・さまざまな種類のボランティア人材の確保。
<p>〈まとめ〉</p> <p>地域福祉においては、住民自身が支える側であり、支えられる側にもなります。高齢者の豊富な経験を生かせる制度設計や、福祉に関する情報の周知を進め、住民一人ひとりの支え合いの心を育てつつ、地域福祉活動への積極的な参加を促進することが重要。</p>			

5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少により、具体的な対策が必要。 ・複雑化及び複合化した問題を抱える世帯の支援が増加傾向にある。 ・医療・介護をはじめとした社会保障費が年々増加しており、特に国民健康保険の町民1人あたりの医療費については、県内でも最下位という状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住対策を含め、安心して子育てと仕事の両立ができる更なる仕組みづくりの検討。 ・重層的支援体制整備事業の強化により、関係機関等との更なる連携が必要。 ・健康づくりや介護予防事業を進め、社会保障費の抑制に努めることが必要。
<p>〈まとめ〉</p> <p>少子高齢化・人口減少に対応していくために、移住定住対策も含め、地域を支える人づくりを目的とした地域づくり、健康づくり、介護予防事業を推進し、‘お互いさま’の心を育み、誰もが住みやすいまちづくりを進める。</p>			



第3章 明和町の将来像

1 基本理念

(1) 基本理念

明和町では、障がいがある方もそうでない方も、支援を必要とする方もそうでない方も、皆が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことが出来る社会づくりを目指し、地域を支える人々が互いに手を取り合い、地域福祉を推進してきました。このような考え方を推進・発展させていくために、本計画の基本理念については前計画を踏襲し、「みんなが つながり ささえあう まち」とします。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、本計画では以下の4つの基本方針を掲げ、明和町における地域福祉の推進を図ります。

I 安心安全なまちにしよう

～みんなが快適に暮らせるまち～

町の課題のまとめ（公共交通ほか）

子どもから高齢者、支援を必要とする人も、誰もが安心して快適に暮らすことができる町として、日常生活における不安がなく、ずっと住み慣れた場所で暮らせるまちづくりを進めます。

II ずっと暮らせるまちにしよう

～地域の誰もが顔なじみ～

町の課題のまとめ（体制づくり、その他）

住民同士のつながりや関係団体同士のつながり等、町におけるさまざまなつながりを広げ、誰もが顔なじみのあたたかい地域をつくるため、日頃のあいさつやお付き合いを大切にした地域活動を進めます。

III 支え合うまちにしよう

～私もあなたも誰かの支え～

町の課題のまとめ（地域づくり）

暮らしの中でさまざまな理由で困っている人が、地域の中で孤立することがないようにみんなで見守り、時には支えられるように、支援者同士のネットワークを築き、支え合いのまちづくりを進めます。

IV 誰もが輝くまちにしよう

～だれも生き生きと暮らせるまち～

町の課題のまとめ（人材活用）

住民一人ひとりが、さまざまな活動を選択し、自分らしく生き生きと暮らせるよう、各種活動に対する支援の充実や雇用機会の創出に努め、人材確保や人材育成等を進めます。

2 基本目標

4つの基本方針にそれぞれ2つの基本目標を定め、今後の具体的な取り組みに対する指標とします。

方針Ⅰ 安心安全なまちにしよう

- I -1 地域生活を支える基盤づくり
- I -2 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり

方針Ⅱ ずっと暮らせるまちにしよう

- Ⅱ -1 地域住民の交流の場づくり
- Ⅱ -2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

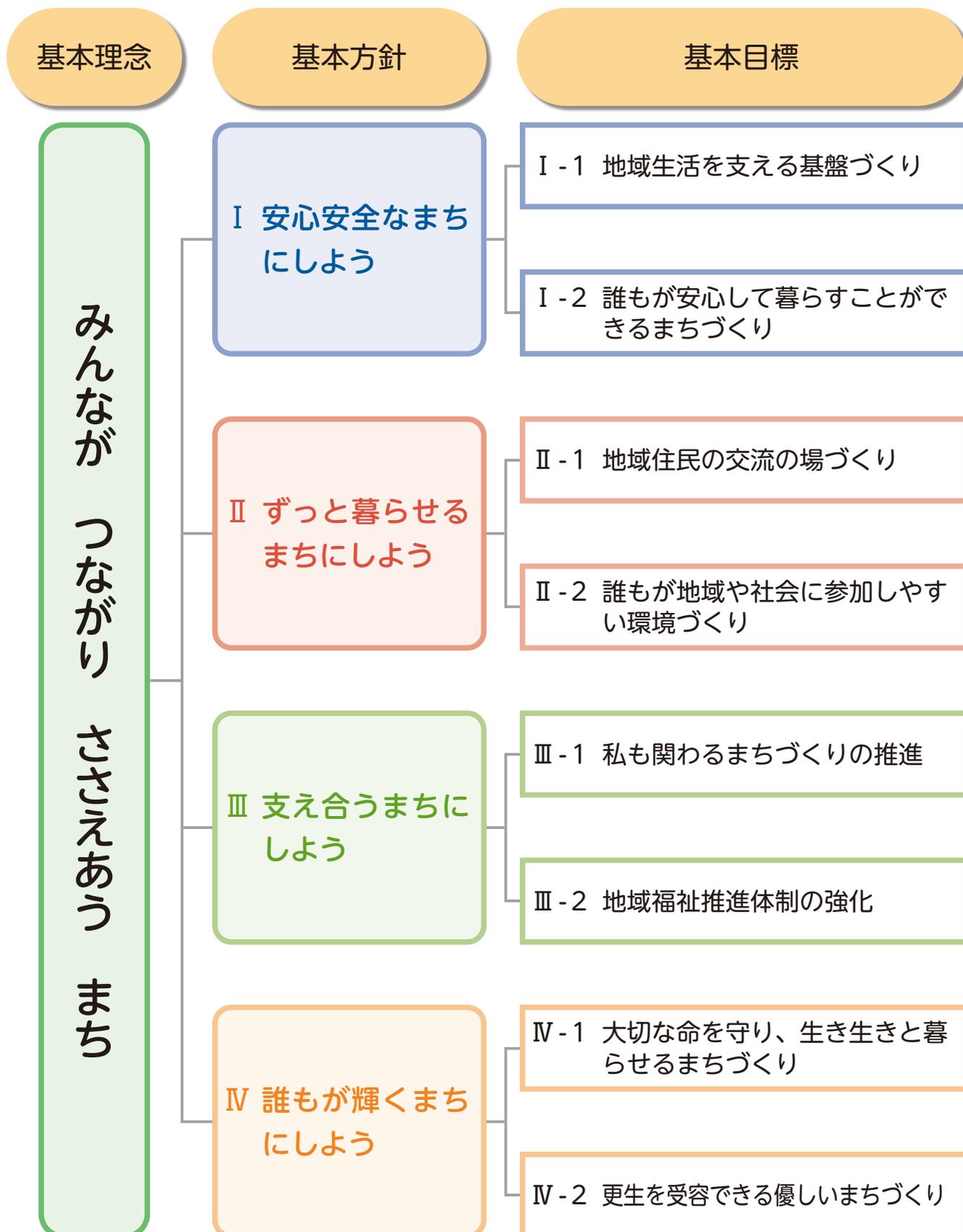
方針Ⅲ 支え合うまちにしよう

- Ⅲ -1 私も関わるまちづくりの推進
- Ⅲ -2 地域福祉推進体制の強化

方針Ⅳ 誰もが輝くまちにしよう

- Ⅳ -1 大切な命を守り、生き生きと暮らせるまちづくり
- Ⅳ -2 更生を受容できる優しいまちづくり

3 施策の体系



第4章 将来像を実現するための取り組み

1 施策（具体的な取り組み）

方針Ⅰ 安心安全なまちにしよう



目標Ⅰ-1 地域生活を支える基盤づくり

〈町の取り組み〉

①公共交通サービスの充実

高齢者や障がい者など移動に困難を抱える方々が、地域社会から孤立することなく、必要なサービスや活動に参加できるよう公共交通機関の利用促進や移動支援サービスの充実に努めます。

②福祉拠点の整備検討

公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進し、今後の住民ニーズを踏まえた地域福祉の中核拠点の整備を検討します。

〈社会福祉協議会の取り組み〉

①社会福祉法人連携協働事業*

町内社会福祉法人及び介護施設等の方々も担い手として活動できるよう顔の見える関係づくりを進め、日頃の業務で取り組める福祉活動を一緒に考えます。

※社会福祉法人連携事業とは、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、「災害対応に係る連携体制の整備」や「地域福祉課題解決に向けた支援」などに取り組み、福祉分野での専門性を生かして、地域住民の抱える様々な地域生活課題への対応を進め、併せて、民間企業のノウハウを活用しながら、相互に連携・協働する事業です。

②シルバー人材センター

地域の高齢者に就業機会を提供し、生きがいを得ることを目的とした組織です。センター会員が活力ある元気高齢者となり、地域の困っている人に対して地域貢献を目指しています。また、シルバー人材センターでの収益を地域貢献への還元として軽度生活支援助成事業を行い、もって高齢者福祉の向上を図ります。

③FUKUFUKU会員制度

移動手段が限られる方も安心して地域の暮らしを続けられるよう、会員サービスの一つに町外に行ける乗り合い型の送迎サービスがあるほか、コトづくり（日帰りバス旅行）などサービス内容を充実させることで、地域住民の方が、いきいきと暮らせる仕組みの一つとして定着させます。会員数の増加と利便性を向上させるために、地区に出向いて出前講座を行います。



目標 I - 2 誰もが安心して暮らすことができるまちづくり

〈町の取り組み〉

①非常時を想定した訓練等

災害時において、地域自主防災組織が円滑に活動できるよう平時から防災に関する啓発や訓練の実施、避難所環境整備等への支援を行います。

②避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者の把握と個別計画の策定を行い、円滑に避難ができるよう体制を整えます。

③関係機関との協働

民生委員をはじめとする地域関係者や関係機関との連携を強化し、日常の見守り体制の構築に努めます。

④成年後見制度の利用促進

認知症や障がいなどの理由により判断能力が不十分な方に対して、誰もが安心して地域で生活を送ることができるよう、権利擁護、成年後見制度に関する知識や理解の周知、普及啓発、利用促進に努めます。

〈社会福祉協議会の取り組み〉

①災害ボランティアセンター

災害時におけるボランティア派遣の拠点として、災害ボランティアセンターを設置することで、迅速な復興支援を行います。そして、平常時は設置運営訓練を行うことで、地域住民と共同で運営できる体制づくりとキーパーソンの育成等に努めます。また、義援金の受付や、ボランティアの被災地派遣による被災者支援も行います。

②なんでも福祉相談窓口

安心して生活を続けるために、生活の不安や悩みについて、深刻化する前に相談に来てもらえるよう、より気軽に相談できる窓口づくりを進めます。具体的には、分かりやすい相談窓口の表示や、専門員の充実を図ります。また、町や関係機関との連携にも力を入れ、社会福祉協議会だけで解決できない課題には、協働しながら、相談者の自立に向けた支援を行います。

③車椅子用自動車貸出事業

車椅子を必要とする障がい者及び高齢者等へ車椅子用自動車を貸し出し、対象者の通院や買い物など日常生活の利便性の向上を図ります。在宅での生活において障がい等あっても安心して地域へ外出できる機会を持ち続けることへの支援を行います。

④デリバリーふくし「デリふく」

住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、日用品やお弁当などの買い物支援を宅配サービスとして実施しています。



方針Ⅱ ずっと暮らせるまちにしよう



目標Ⅱ-1 地域住民の交流の場づくり

〈町の取り組み〉
<p>①居場所づくり ポイント制度の拡充等により、公共・地域を問わず、事業に対する参加意識の高揚を図り、地域における集いの場（交流の場）づくりにより、地域コミュニティの醸成を図ります。</p> <p>②世代間交流 異なる世代の人々がお互いに交流し、学び合う世代間交流の場として、公共施設を有効活用した各種事業の推進に努めます。</p>
〈社会福祉協議会の取り組み〉
<p>①地域福祉団体支援 社会福祉協議会に属する福祉関係団体（老人クラブ、ボランティア等）の運営を支援し、会員同士が交流を図れるような事業やイベントを実施します。また、新規会員加入促進に向け、交流事業や広報活動などを行います。</p> <p>②めいわ福祉フェスティバル めいわ福祉フェスティバルの開催により、地域における交流の場を提供するとともに、福祉に関する住民の理解を深め、楽しみながら「福祉」を体験できる機会の創出に努め、明るく活気ある福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>③老人福祉センター・社会福祉会館 「憩い・くつろぎ」の場、「生きがい（趣味活動）・交流」の場といった機能だけでなく、「介護予防・健康増進」といった機能も充実させることで、利用者の増加を図ります。</p>

目標Ⅱ-2 誰もが地域や社会に参加しやすい環境づくり

〈町の取り組み〉
<p>①集える場の提供 専門職等を交えて、認知症のある人やその家族等、誰もが気軽に集える場の提供を行います。（オレンジカフェ） また、生徒、児童のひきこもりについて、学校、教育関係者、家庭との情報共有を行い、必要に応じて、医療や福祉関係者とも連携を図り、ひきこもりサロンの設置を進めていきます。</p> <p>②交流の場 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した情報共有や情報発信だけでなく、オンラインでの相談窓口の設置やSNS上での交流の場の提供について進めていきます。</p>
〈社会福祉協議会の取り組み〉
<p>①住民のつながりや交流活動への支援 地域住民が自主的に運営する交流の場や仲間づくりの活動を支援し、住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう推進していきます。</p> <p>②社会参加の促進 会員制サービス「FUKUFUKU」制度を利用し、コトづくりとして、半日の旅行やお買い物、お食事、日帰り旅行などイベントを開催し、参加を促すことで、地域住民の交流につながるような環境づくりを推進します。</p>

目標Ⅲ-1 私も関わるまちづくりの推進

〈町の取り組み〉

①認知症予防事業

認知症に関する正しい情報の共有により、地域で見守る体制をつくります。(認知症サポーター養成講座の開催、認知症予防講演会の開催等)

②生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを設置し、地域にとって真に必要な支援体制をつくり、地域で支え合う仕組みづくりに努めます。

③ファミリーサポート制度

安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方とお手伝いをしたい方をマッチングして、子育てを頑張る家庭を支援するファミリーサポート制度の充実を図ります。

④雇用機会の確保

臨時的・短期的な仕事や軽易な仕事を通じた社会参加により、健康で働く意欲のある高齢者の生きがいづくりにつなげるとともに、スキルのある人材を必要とする町内企業とのマッチングに努めます。

〈社会福祉協議会の取り組み〉

①生活支援体制整備事業（町と共同）

地域の様々な人と町が連携しながら、高齢者の社会参加を促し介護予防を推進するとともに、日常生活支援の体制を充実させることを目指します。

「生活支援コーディネーター」を配置し、各地区に設置した協議体を、住民交流の拠点として推進するとともに、地域の困りごとを住民主体で解決していく体制づくりを進めます。

②地区社協支援員の設置

東部・中部・西部地区の3つに地区の相談事などの窓口となるよう、地区社協支援員を設置し、生活支援コーディネーターと共同で解決に向けた動きをします。

③ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている団体や人」を繋いだり、ボランティア活動に関する情報の提供や活動に関する相談を受けたりする窓口として住民のサポートを行います。

また、ボランティアを初めて行う方向けの「ビギナーズスクール」や、小中学校向けの「福祉出前講座」を実施したり、お子様の卒業や成長にともない不要・買い替えとなった学生服やランドセルといったものを再利用する「リユース事業」を実施したりします。



目標Ⅲ-2 地域福祉推進体制の強化

〈町の取り組み〉

①重層的支援体制整備事業

属性や課題に関わらず、幅広く相談を受け止める体制整備を図ります。継続的につながり続けることで、本人の生きる力を引き出していく伴走型の支援を行います。

ひきこもり等に対する支援に関しても、包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援事業の事業者と連携し、関係性の構築を図りながら必要な支援を行います。

②交流の場

介護は、身体的・精神的・経済的な負担が大きいため、介護する家族の負担軽減を図るための支援や介護者同士が交流できる場の提供を行います。

③社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会との連携強化を図り、情報共有及び各種施策の更新を行い、必要な福祉サービスの向上を図ります。

〈社会福祉協議会の取り組み〉

①重層的支援体制整備事業

町と連携・協働して、属性や課題に関わらず、幅広く相談を受け止める体制整備を図ります。継続的につながり続けることで、本人の生きる力を引き出していく伴走型の支援を行います。

福祉に限らず、さまざまな困りごとに対応する「なんでも福祉相談窓口」を設置し、関係機関との連携・協働により、包括的な支援を実施します。

②めいわ福祉大会の開催

地域福祉の現状と社会福祉協議会活動の周知を図り、福祉についての住民の理解を深めるとともに、福祉に貢献のあった住民への表彰や感謝状の贈呈を行うため、町と共催で福祉大会を毎年開催します。



目標Ⅳ-1 大切な命を守り、生き生きと暮らせるまちづくり

〈町の取り組み〉

①相談体制の強化

家族の介護を抱えている労働者が、仕事と介護の両立が図れるよう相談体制の強化を図ります。また、世代にとらわれない地域活動に参加できる基盤づくりに努めます。

②自殺防止の対策

誰も自殺に追い込まれることがない社会の実現を目指すため、地域における連携とネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、こども・若者に対する支援・教育等を推進します。

〈社会福祉協議会の取り組み〉

①生活困窮者自立支援事業

群馬県社会福祉協議会と連携を図りながら、生活に困窮されている方に対し、就労のサポートや家計の立て直しなど、ひとりひとりの状況にあわせた支援を行います。

②生活福祉資金貸付事業

群馬県社会福祉協議会と連携を図りながら、困窮されている方の生活の立て直しを行うにあたり、必要に応じて一時的な貸付を行うことで、安定した生活を送れるように支援します。

③日常生活自立支援事業

認知症や障がい等により、判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう利用者との契約に基づいた福祉サービスの利用援助等を行います。

目標Ⅳ-2 更生を受容できる優しいまちづくり

〈町の取り組み〉

①県との連携

県地域生活定着支援センターとの連携を図り、地域での生活が継続できるよう支援します。
(※県地域生活定着支援センターとは、罪を犯した高齢者や障がいのある方が、矯正施設等を退所した後、直ちに必要な福祉的サービスを受けられるよう準備する機関のことです。)

②社会を明るくする運動

「群馬県再犯防止推進計画」及び「群馬県犯罪被害者等基本計画」に基づき、各種事業を推進します。社会を明るくする運動については、関係機関や民間協力者等と連携し、再犯防止に関する機運の醸成を図り、必要な支援や取組を推進します。

③再犯防止の地域づくり

犯罪をした者の更生を助けることを目的に活動している保護司会や更生保護女性会との情報共有や連携を強化します。

〈社会福祉協議会の取り組み〉

①就職に向けた相談・支援等の充実

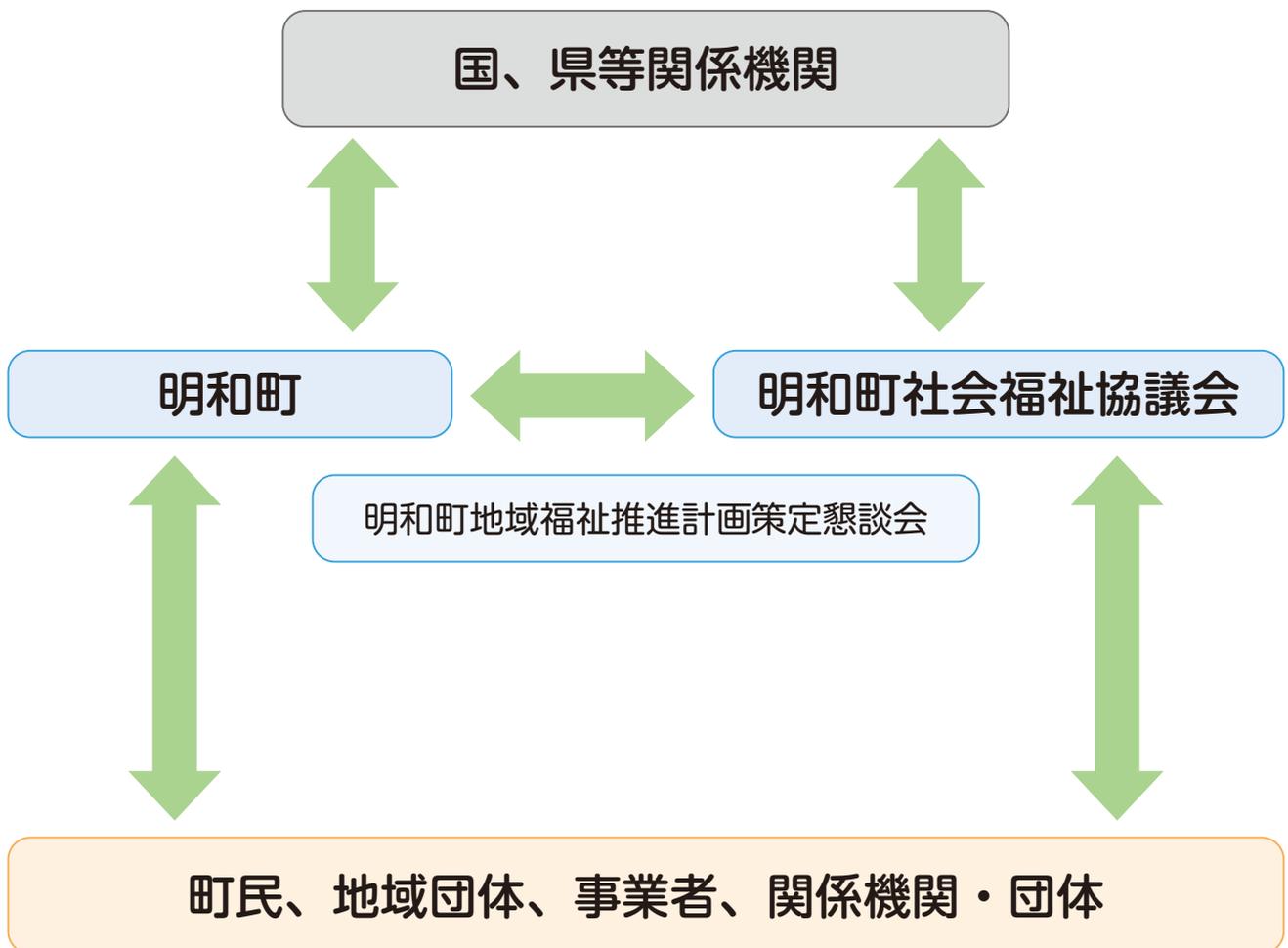
生活困窮者で、就労に向けた準備が必要な方に困窮状態から早期に脱却することを支援するため、町や群馬県社会福祉協議会、ハローワーク等と協働しながら就労支援を行います。



第5章 計画の推進体制と進行管理

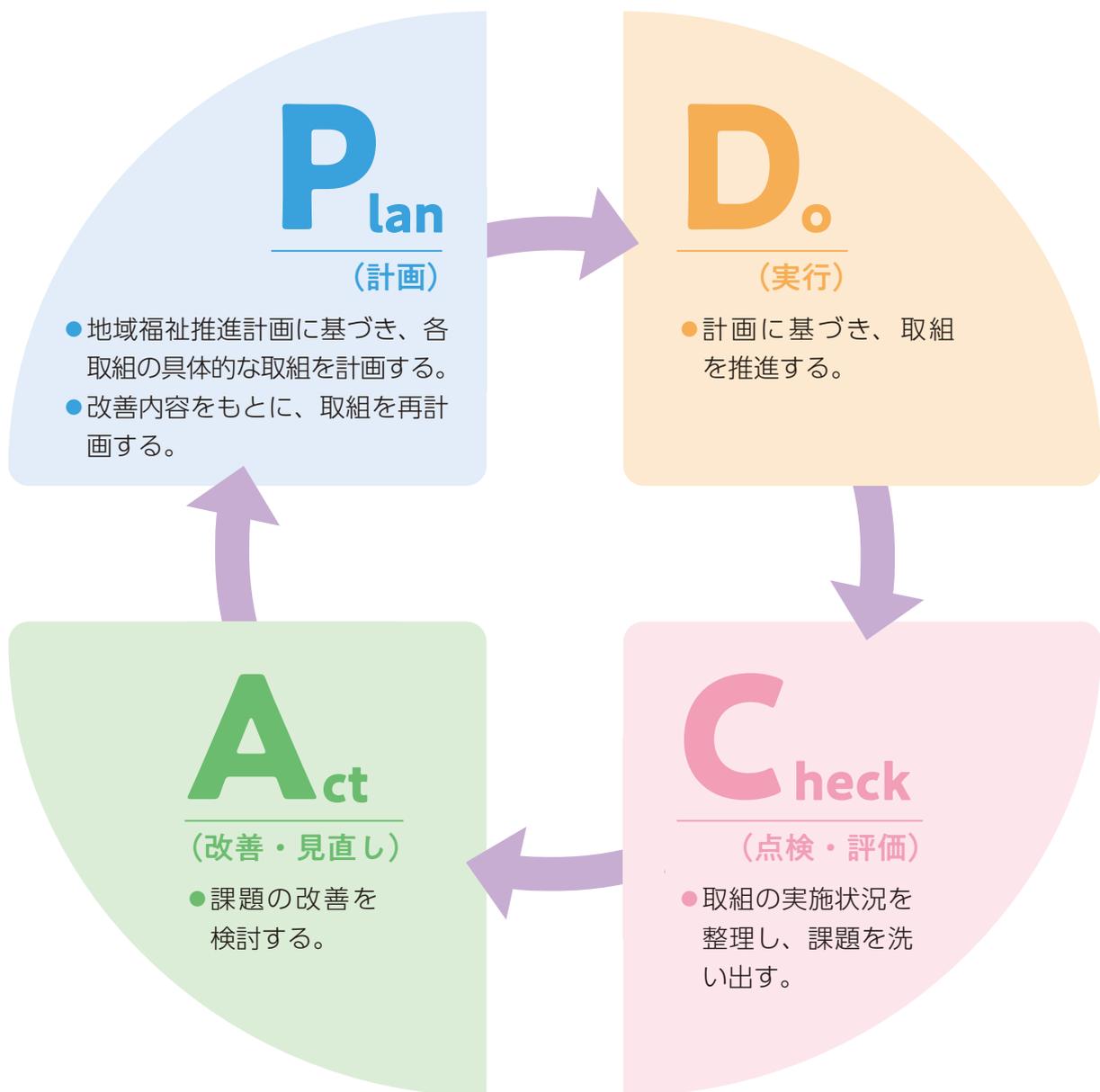
1 推進体制

本計画の各基本目標は、町・社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、課題を共有したうえで、町民、地域団体、事業者、関係機関・団体、行政などがそれぞれの主体的な活動を促進しながら、相互に連携・協働することによって取組を進めます。



2 進行管理

本計画の推進にあたっては、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Act（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて進行管理を行います。



その他

1 計画策定の経過

月	取り組み	内 容
令和7年 1月	第1回策定懇談会 (1月30日)	地域福祉推進計画の策定(見直し)について
3月	町民アンケートの実施	地域福祉に関する意識調査 個人 町内在住18歳以上 1,000人
5月	第2回策定懇談会 (5月29日)	アンケートの調査結果、現状及び課題、計画の基本体系(案)について
8月	第3回策定懇談会 (8月7日)	明和町の将来像(案)、具体的な取り組み(案)について
10月	第4回策定懇談会 (10月30日)	計画書(素案)について
11~12月	パブリックコメントの実施	町ホームページにて意見募集
3月	公表	

2 アンケート調査について

(1) アンケート調査の目的

計画策定の基礎資料として、地域福祉に関する町民の考え方や意見を把握するため実施した。

(2) 調査設計

調査地域 明和町全域

調査対象 個人 明和町在住 18歳以上の町民1,000人(無作為抽出)

調査期間 令7年3月10日~4月10日

調査方法 郵送配布・郵送回収

(3) 調査結果

対象者 1,000人

有効回収数 420件

有効回収率 42%

3 明和町地域福祉推進計画の策定に関する要綱

明和町地域福祉推進計画の策定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明和町地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の策定について、事務の円滑な推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(計画の内容)

第2条 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づき明和町（以下「町」という。）が策定する市町村地域福祉計画
- (2) 法第109条の規定に基づく市町村社会福祉協議会である社会福祉法人明和町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が策定する地域福祉活動計画
- (3) 成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき町が策定する市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画
- (4) 再犯防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定に基づき町が策定する地方再犯防止推進計画
- (5) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき町が策定する市町村自殺対策計画

2 町と町社協は、共同して前項各号に規定する計画を一体的に作成するものとする。

(策定懇談会)

第3条 計画の策定及び進行管理（以下「計画策定等」という。）に町民の意見を反映させるため、明和町地域福祉推進計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を開催するものとする。

2 策定懇談会は、計画策定等について協議し、検討し、意見する。

3 策定懇談会は、別表1の関係機関、関係団体及び町民の代表者をもって組織し、明和町長及び社会福祉法人明和町社会福祉協議会長が委嘱する。

4 策定懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総括し、策定懇談会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 策定懇談会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

8 会長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(策定委員会)

第4条 計画策定等をするために、明和町地域福祉推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、計画策定等に関する事項について協議、検討及び連携調整を行う。

3 策定委員会は、別表2の町関係職員及び町社協関係職員をもって組織する。

4 策定委員会に委員長を置き、町副町長の職にある者をもって充てる。

- 5 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 6 策定委員会は、必要の都度委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 7 委員長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第5条 策定委員会の補助機関として、明和町地域福祉推進計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会は、計画策定等に関する事項について調査及び研究を行う。
- 3 作業部会は、別表3の町関係職員及び町社協関係職員をもって組織する。
- 4 作業部会に部会長を置き、町介護福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会は、必要の都度部会長が招集する。
- 6 部会長は、その会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 計画策定等に係る庶務は、町介護福祉課及び町社協にて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(別表1、別表2、別表3 略)

第3期 明和町地域福祉推進計画

明和町地域福祉計画・明和町地域福祉活動計画（令和8年度～令和12年度）

発行日 令和8年3月
発行 明和町
社会福祉法人明和町社会福祉協議会

明和町介護福祉課
〒370-0795

群馬県邑楽郡明和町新里250-1

電話：0276-84-3111（代表）

FAX：0276-84-3114

URL：<http://www.town.meiwa.gunma.jp>

社会福祉法人明和町社会福祉協議会
〒370-0708

群馬県邑楽郡明和町新里311-3

電話：0276-84-4013

FAX：0276-84-4904

URL：<http://www.meiwa-syakyo.or.jp>
